

議事⑥ 令和7年度 金銭関係規約確認事項

項 目	項 目	内 容	金 額
誕生祝い	誕生祝い	自治区誕生祝い	¥3,000
葬儀香料	葬儀香料	自治区香典	¥10,000
役員手当（年俸）	役員手当（年俸）	区長	¥400,000
		副区長	¥180,000
		会計	¥170,000
		部長（中継ぎ）組長	¥5,000
		組長	¥15,000
		豊南コミュニティー役職手当（最大5名）	¥5,000
共同作業不足金（年2回 6月、9月）	共同作業不足金（年2回 6月、9月）	出不足金（1回につき）	¥1,000
※区費	区費	持ち家 世帯（6ヶ月）	¥3,500
		借家 世帯（6ヶ月）	¥2,500
		借家 独身者（6ヶ月）	¥1,500
公民館使用料 （原則時間単位使用） 但し、別途光熱費徴収	公民館使用料 （1時間使用につき） 1回100円の光熱費	区民公用	無料
		区民私用	¥200
		業者使用	¥500
区所有車使用料	区所有車使用料	時間毎	¥200
		Km毎	¥20
各種団体 補助金	各種団体 補助金	防災会	¥100,000
		平寿会	¥70,000
		消防団（1名当り10,000円とする）	¥0
		平和町おもちゃを作る会	¥10,000
コピー代金	白黒 普通紙1枚当たり	片面	¥5
		両面	¥10
	カラー 普通紙1枚当たり	片面	¥20
		両面	¥40

○定例総会、臨時総会の承認を得て有効とする。

- ・改定 平成26年3月16日：各種団体補助金—子ども会の補助金を100,000円にする  
但し会員数が99名以下になった場合は、70,000円とする。
- ・改定 平成27年6月 9日：区所有者の使用料追記
- ・改定 平成29年3月19日：区費の改定（年間1,000円の値上げ）
- ・改定 平成29年3月19日：各種団体補助金—消防団の補助金を1名当たり10,000円とする。  
但し50,000円を上限とする。
- ・改定 平成31年3月17日：公民館使用料を時間使用に変更。
- ・改定 平成31年3月18日：豊南コミュニティーの役職手当を5,000円とする。
- ・改訂 令和 4年3月19日：子ども会人員減少により（50名未満）50,000円とする。
- ・改訂 令和 5年3月19日：平和町自治区自主防災会発足に伴い活動補助金を100,000円とする
- ・改訂 令和 5年5月20日：コピー代金の設定。
- ・改訂 令和 6年3月17日：平和町おもちゃを作る会を自治区団体とし、活動補助金を10,000円とする。
- ・改訂 令和 7年3月16日：子ども会はなくなり補助金はなくなる。
- ・改訂 令和 7年3月16日：消防団0名のため補助金はなくなる。

平和町自治区：区長 花岡博次